

## 第 5 9 号議案

中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

鷺宮スポーツ・コミュニティプラザを設置するとともに、指定管理者の指定の手續並びに中部スポーツ・コミュニティプラザ及び南部スポーツ・コミュニティプラザの施設の使用に係る単位時間を超過した場合の利用料金等に係る限度額等について定める必要がある。

中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例

中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例（平成27年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	東京都中野区白鷺三丁目1番13号
---------------------	------------------

第2条の2の表に次のように加える。

中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	体育館 多目的ルーム 第一会議室 ミーティングルーム 温水プール
---------------------	----------------------------------

第2条の3に次の1項を加える。

- 2 区長は、前項の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせようとするときは、中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年中野区条例第2号）第3条及び第4条の規定にかかわらず、公募によらずに当該指定管理者の候補者を選定することができる。

第4条第1項中「に掲げる」を「の表の」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

名称	休館日
中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ及び中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	1 毎月第1月曜日及び第3月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは、その

	直後の休日でない日)
	2 1月1日から同月3日まで
	3 12月29日から同月31日まで
中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	1 毎月第4月曜日（当該月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）
	2 1月1日から同月3日まで
	3 12月29日から同月31日まで

第5条第1項の表に次のように加える。

中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	午前9時（7月及び8月においては、午前7時）から午後10時45分（日曜日及び休日においては、午後9時45分）まで
---------------------	----------------------------------------------------------

別表1(2)の表に備考として次のように加える。

備考 単位時間を超過した場合の限度額は、超過時間2時間（2時間に満たない場合は、2時間とする。）につき単位時間2時間以内の限度額とする。

別表2(2)の表に備考として次のように加える。

備考

- 1 温水プールに係る就学前の幼児の利用については、無料とする。
- 2 トレーニングルームに係る単位時間を超過した場合の限度額は、超過時間2時間（2時間に満たない場合は、2時間とする。）につき単位時間2時間以内の限度額とする。
- 3 温水プールに係る単位時間を超過した場合の限度額は、超過

時間 1 時間（1 時間に満たない場合は、1 時間とする。）につき単位時間 1 時間以内の限度額とする。

別表に次の 1 表を加える。

### 3 中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ

#### (1) 団体使用

##### ア 体育館

単位時間	限度額		
	平日	土曜日	日曜日及び休日
午前 9 時～午後 0 時	21,900 円	26,400 円	26,400 円
午後 1 時～午後 5 時	30,500 円	36,800 円	36,800 円
午後 6 時～午後 8 時 30 分（日曜日及び休日においては、午後 9 時 45 分）	23,400 円	28,200 円	42,300 円
午後 9 時～午後 10 時 30 分	10,000 円	11,900 円	—

#### 備考

- 1 体育館は、床面の 2 分の 1 ずつに分割して使用することができる。この場合において、当該体育館の使用に係る限度額は、この表に定める限度額の 100 分の 50 に相当する額とする。
- 2 附帯設備の使用に係る限度額は、単位時間ごとに 400 円とする。
- 3 この表において「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。

##### イ 温水プール

区分	単位時間	限度額
----	------	-----

1 コース	1 時間以内	3, 0 0 0 円
全コース	1 時間以内	2 0, 8 0 0 円
子供用プール	1 時間以内	2, 1 0 0 円

ウ 多目的ルーム

単位時間	限度額
午前 9 時～午後 0 時	9 1 0 円
午後 1 時～午後 3 時	5 2 0 円
午後 3 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分	5 2 0 円
午後 6 時～午後 8 時 3 0 分（日曜日及び休日においては、午後 9 時）	7 7 0 円（日曜日及び休日においては、9 1 0 円）
午後 9 時～午後 1 0 時 3 0 分（日曜日及び休日を除く。）	5 2 0 円

備考 附帯設備の使用に係る限度額は、単位時間ごとに 4 0 0 円とする。

エ 第一会議室

単位時間	限度額
午前 9 時～午後 0 時	5 2 0 円
午後 1 時～午後 5 時	7 7 0 円
午後 6 時～午後 8 時 3 0 分（日曜日及び休日においては、午後 9 時）	5 2 0 円
午後 9 時～午後 1 0 時 3 0 分（日曜日及び休日を除く。）	2 6 0 円

備考 附帯設備の使用に係る限度額は、単位時間ごとに 4 0 0 円とする。

オ ミーティングルーム

単位時間	限度額
午前 9 時～午後 0 時	5 2 0 円
午後 1 時～午後 3 時 3 0 分	3 9 0 円
午後 4 時～午後 6 時 3 0 分	3 9 0 円
午後 7 時～午後 9 時	3 9 0 円

(2) 個人使用

ア 体育館

単位時間	限度額
午前 9 時～午後 0 時	各単位時間 1 回につき 一般（高校生以上） 3 6 0 円 中学生以下 1 7 0 円
午後 1 時～午後 5 時	
午後 6 時～午後 8 時 3 0 分（日曜日及び休日においては、午後 9 時 4 5 分）	
午後 9 時～午後 1 0 時 3 0 分（日曜日及び休日を除く。）	

イ 温水プール

単位時間	限度額
2 時間以内	一般（高校生以上） 6 0 0 円 中学生以下 2 8 0 円
1 時間以内	一般（高校生以上） 3 0 0 円 中学生以下 1 4 0 円

備考

- 1 就学前の幼児の利用については、無料とする。
- 2 単位時間を超過した場合の限度額は、超過時間 1 時間（1 時間に満たない場合は、1 時間とする。）につき単位時間 1 時間以内の限度額とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の3に1項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 改正後の中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の規定による中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザの施設及び附帯設備（器具を含む。）の使用に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。